

※平成 29 年 4 月 6 日現在。今後変更になる場合があります。

(平成 29 年 2 月 24 日に公表した内容から変更がある場合、赤字で表記しています)

※「参照先」は、交付申請等マニュアル(交付申請編、または完了報告編)の掲載ページです。

## 【D】エコ住宅への建替え(注文)の必要書類

<交付申請時>

書類名	備考	提出方法	参照先
【様式 1】交付申請書	・手書き不可(必ず申請ポータルから出力)	押印した原本を郵送	D-26
【様式 4】共同事業実施規約(エコ住宅への建替え)	・補助事業者と共同事業者(建築主)が締結したもの	写しを申請ポータルにアップロード	D-30
共同事業者(建築主)の本人確認書類 (同居人*1がいる場合、当該人物の本人確認書類を併せて提出)	・いずれか1つ ◆運転免許証 ◆パスポート ◆在留カードまたは特別永住者証明書 ◆健康保険証または後期高齢者被保険証 ◆(マイナンバーの記載のない)住民票の写し		D-31
(エコ住宅)確認済証	・自治体等が発行 ・建築確認が不要な地域のみ「建築工事届」で可 ・補助事業の開始日*2が事業者登録日以降であること		D-33
(エコ住宅)工事請負契約書	・補助事業者と共同事業者が締結したもの ・補助事業の開始日*2が事業者登録日以降であること		D-34
(エコ住宅)省エネ性能を証明する書類	・参考 3 参照		D-35

除却事由が確認できる書類

### ■耐震性を有しない住宅の場合

①(除却住宅)建物の不動産登記 全部事項証明書\*4

・法務局が発行  
・昭和 58 年 3 月 31 日以前の新築であること  
・除却済の場合、④閉鎖登記の提出により省略可

写しを申請ポータルにアップロード

D-38

<①により確認できない場合>  
②(除却住宅)確認済証または建築台帳記載事項証明書

・自治体等が発行  
・確認済証の発出が昭和 56 年 5 月 31 日以前であること

写しを申請ポータルにアップロード

D-39

<①および②が提出できない場合>  
③【様式 23】本事業用 耐震性能証明書(耐震性なし)【除却住宅用】

・建築士が発行  
・平成 28 年 11 月 1 日以降に現地で除却前の住宅を確認していること

### ■被災住宅の場合

(除却住宅)市町村長発行の罹災証明書

・共同事業者あるいは同居人\*1宛の書類であること  
・全壊、大規模半壊、半壊のいずれかであること  
・消防署長等が発行する書類は不可

写しを申請ポータルにアップロード

D-40

<交付申請時に除却済の場合> 除却したことを証明する書類

### ■耐震性を有しない住宅の場合

④(除却住宅)建物の不動産登記 閉鎖事項証明書

・法務局が発行  
・平成 27 年 10 月 12 日以降の取壊しであること

写しを申請ポータルにアップロード

D-41

<④が提出できない(登記されていない)場合>  
⑤(除却住宅)産業廃棄物管理票(マニフェスト) B2 票

・排出場所が除却住宅の所在地であること  
・1 枚で可。ただし、所謂建設系廃棄物に\*3該当すること  
・運搬終了日が平成 27 年 10 月 12 日以降であること

写しを申請ポータルにアップロード

D-42

### ■被災住宅(全壊を除く)の場合

⑥(除却住宅)市町村が発行する解体証明書

・自治体が発行(様式は自治体による)  
・罹災証明書において、罹災の程度が大規模半壊又は半壊の住宅のみ必要

写しを申請ポータルにアップロード

D-42

<除却事由が『耐震性を有しない』場合>

(除却住宅)解体工事の請負契約書

・発注者が、共同事業者あるいは同居人\*1であること

写しを申請ポータルにアップロード

D-43

<完了報告時>

書類名	備考	提出方法	参照先
【様式 11】完了報告書(兼、請求書)	・手書き不可(必ず申請ポータルから出力)	押印した原本を郵送	完 D-7
共同事業者(建築主)の住民票の写し (同居人*1がいる場合、当該人物の住民票の写しを併せて提出)	・登録住所が対象住宅であること ・マイナンバーの記載がないもの	写しを申請ポータルにアップロード	完 D-11
(エコ住宅)検査済証	・建築確認が必要のない地域は省略可	アップロード	完 D-12
(エコ住宅)建物の不動産登記 現在事項証明書	・法務局が発行		

<交付申請時に未除却の場合> ※いずれか

⑦(除却住宅)建物の不動産登記 閉鎖事項証明書

・法務局が発行  
・平成 27 年 10 月 12 日以降の取壊しであること

写しを申請ポータルにアップロード

完 D-13

<⑦が提出できない場合>  
⑧(除却住宅)産業廃棄物管理票(マニフェスト) B2 票

・排出場所が除却住宅の所在地であること  
・1 枚で可。ただし、所謂建設系廃棄物に\*3該当すること  
・運搬終了日が平成 27 年 10 月 12 日以降であること

写しを申請ポータルにアップロード

完 D-14

<被災住宅(全壊を除く)の場合>

⑨(除却住宅)市町村が発行する解体証明書

・自治体が発行(様式は自治体による)  
・罹災証明書において、罹災の程度が大規模半壊又は半壊の住宅のみ必要

\*1 同居人とは、共同事業者と建築後のエコ住宅に同居する者で、除却工事の発注者または罹災証明書の名義人である者をいいます。

\*2 『補助事業の開始日』とは、建替後の省エネ住宅における「確認済証の発出日」または「工事請負契約の締結日」のいずれか遅い日付をいいます。

\*3 建設系廃棄物とは、「廃プラスチック」「紙くず」「木くず」「繊維くず」「金属くず」「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」「がれき類」およびこれらの混合物をいいます。

\*4 現在事項証明書でも、新築日等の必要事項が確認できる書類であれば可。(既に交付決定を受けた申請について、差替えは必要ありません)

※平成29年4月6日現在。今後変更になる場合があります。  
(平成29年2月24日に公表した内容から変更がある場合、赤字で表記しています)  
※「参照先」は、交付申請等マニュアル(交付申請編)の掲載ページです。

## 【エコ住宅への建替え】省エネ性能を証明する書類

下記の書類のうち、いずれか1つ(1つの書類又は組み合わせ)

構造	補助額	証明書	発行元 <sup>*1</sup>	参照先
非木造	(イ) 30万円/戸	省エネラベル適合証(住宅事業建築主基準適合証)	登録建築物調査機関	D-36
		低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証	登録住宅性能評価機関等	
		低炭素建築物新築等計画認定通知書	所管行政庁	
	(イ) 30万円/戸	設計住宅性能評価書(一次エネルギー消費量等級5)	登録住宅性能評価機関	D-35
		BELS評価書☆☆☆	登録住宅性能評価機関等	
		フラット35S設計審査に係る通知書 +申請書(金利Aプラン、省エネルギー性に限る)	フラット35Sの適合証明機関	
(ロ) 40万円/戸	BELS評価書☆☆☆☆	登録住宅性能評価機関	D-35	
	(イ)の書類のいずれか1つ + 長期優良住宅建築物新築等計画認定通知書 <sup>*2</sup>	(イ)の書類の発行機関 + <認定通知書> 所管行政庁	— D-37	
(ハ) 50万円/戸	BELS評価書☆☆☆☆	登録住宅性能評価機関	D-35	
	BELS評価書☆☆☆☆ + 長期優良住宅建築物新築等計画認定通知書 <sup>*2</sup>	<BELS> 登録住宅性能評価機関等  <認定通知書> 所管行政庁	D-35 D-37	
木造	(ニ) 30万円/戸	設計住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級4または断熱等性能等級4)	登録住宅性能評価機関	D-35
		BELS評価書☆☆	登録住宅性能評価機関	
		フラット35S設計審査に係る通知書 + 申請書(金利Bプラン、省エネルギー性に限る)	フラット35Sの適合証明機関	
	(ニ) 30万円/戸	すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書 (断熱等性能等級4または一次エネルギー消費量等級4以上の 場合に限る)	登録住宅性能評価機関	D-37
		(イ)の書類のいずれか1つ	(イ)の書類の発行機関	—
		長期優良住宅建築物新築等計画認定通知書 <sup>*2</sup>	所管行政庁	D-37
(ヘ) 50万円/戸	BELS評価書☆☆☆☆ または ☆☆☆☆☆	登録住宅性能評価機関等	D-35	
	(イ)の書類のいずれか1つ + 長期優良住宅建築物新築等計画認定通知書 <sup>*2</sup>	(イ)の書類の発行機関 + <認定通知書> 所管行政庁	— D-37	

\*1 証明書を取得するための手数料は、機関により異なりますので各機関にお問い合わせください。

\*2 交付申請時に認定通知書が交付されていない場合には、長期優良住宅建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を提出し、完了報告時に認定通知書を提出してください。